

# 【別紙】スタートコーチ(ジュニア・ユース)インストラクター再委嘱に向けた対応について

令和6年度日本スポーツ少年団ブロック会議資料 (改)

<スタートコーチ(ジュニア・ユース)インストラクターの再委嘱の取り扱い(日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程参照)>

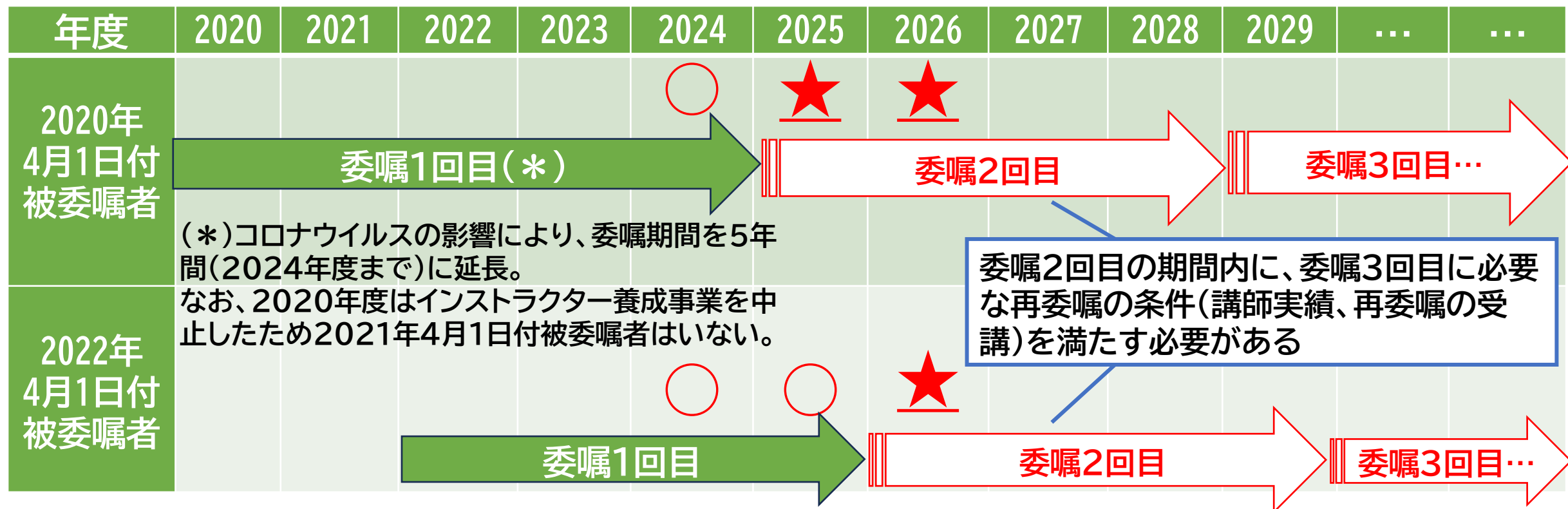
- 委嘱期間(4年間)後、スタートコーチ(ジュニア・ユース)インストラクターとして再委嘱されるためには、日本スポーツ少年団が定める再委嘱研修を受講・修了することを必須とする。
- 委嘱期間中に、スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会またはスタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会での講師実績があり、所属する都道府県スポーツ少年団から推薦を受け、再委嘱研修を受講・修了した場合は、委嘱期間終了に合わせて、日本スポーツ少年団がインストラクターとして再委嘱する。
- 委嘱期間中に、スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会、またはスタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会の講師実績がない者も、別に定める要件をすべて満たした者は、再委嘱研修の受講が可能となる。

➤ 別に定める要件 ※再委嘱研修申込時に確認をする。

- ① 委嘱期間中に、スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会、またはスタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会の講師実績がない理由を確認できる。
- ② 委嘱期間中に、都道府県スポーツ少年団または市区町村スポーツ少年団等が開催する講習・研修事業での講師実績がある。(例:「育成母集団研修」、「ジュニア・リーダースクール」、「JSP0公認スポーツ指導者更新研修」等)
- ③ 今後スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会で講師を務める見込み(都道府県から同講習会の講師を依頼する予定)がある。

※②に該当しない場合でも、再委嘱研修受講時点で65歳以下であり、①③について確認できれば推薦可能。

<注意:2020年4月1日付および2022年4月1日付の被委嘱者のみ(再委嘱研修の受講猶予)>  
2026年度までに再委嘱研修を受講することを条件に現在の委嘱期間終了に合わせて2回目の委嘱を行う。



<参考:インストラクターの受講・修了~委嘱~再委嘱までの流れ>

インストラクター移行研修会('23年度で終了)または養成講習会の受講・修了

受講翌年度4月1日付で委嘱(4年間)

- 委嘱期間中にスタートコーチ(スポーツ少年団)またはスタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会での講師実績があり、都道府県スポーツ少年団からの推薦を受ける
- 再委嘱研修を受講・修了

委嘱期間終了に合わせて4月1日付で再委嘱(4年間)